

会 報 第45号

1997(平成9)年8月1日発行 編集・発行 図書館学教育部会

部会員の皆様へ

図書館学教育部会長 高山正也

夏休み間近のあわただしい時期を、部会員の皆様にはお元気で、教育に研究に、ご精励のことと存じ上げます。さて、この度、はからずも当部会の役員選挙の結果、図書館学教育部会長の席をお預かりすることとなりました。新カリキュラムへの移行の時期でもあり、また一方に図書館長の司書資格問題に代表される、図書館学教育についても大きな変革を招来しかねない環境激変の時に、渡辺前部会長のもとに、前期の幹事の皆様方が苦心と努力を積み上げられ、ようやく新カリキュラムの導入が緒についたところで、この重責をお引き受けするには、私はあまりに浅学・非才ですが、先輩諸氏のご指導、ご鞭撻と、新たに幹事として、部会の運営に参画して下さる方々のご協力を得て、何とかこの重責を果たしたいと思いますので、ご協力・ご支援の程よろしくお願い申し上げます。あわせて、図書館学教育をとりまく困難な環境の中で、事態をここまで前進させられた渡辺前部会長をはじめ、前期の部会幹事の皆様のご努力に深い敬意と感謝の気持ちを表したいと思います。

さて、今期の図書館学教育部会の活動の基本方針は、もとより昨年発表され、現在只今も多くの学校で対応に追われている、新カリキュラムへの移行とその定着を少しでも順調に進め、この新カリキュラムでの教育を通じて、いよいよ待った無しで対応を迫られている、高度化する情報社会環境下での真に高度な専門職としての、司書・図書館専門職の養成と教育を実現・定着・充実させることにあります。

申すまでもなく、これを実現するには、新カリキュラムを構成する各科目とその単位数に応じた教育を着実に実行することですが、そのためには教育担当者はもとより、教育環境としての設備面の充実、教育内容、教育方法、教材等の充実・改善・高度化が欠かせません。これらの諸問題は、ご承知のように、図書館学教育部会では、古くから、先輩の方々が熱心に推進されてきました。その結果が新カリキュラムを通じて、一部実現を見ているものもあれば、今後の教育実践上での工夫を通じて、また関係諸方面への働きかけを通じて、実現を見るようさらなる努力を必要としているものもあります。

行政当局も、今回の新カリキュラムへの移行に当たっては、課程ごとの専任者の2名必置、演習科目の教育環境の整備など、かねて、当部会の要求を汲んだ形の指導も行われるやに聞き及んでお

り、その限りでは、大変心強く思っております。願わくは、この行政上の指導の方針が、新カリキュラム移行の申請期間中、一貫して維持されることを願わずにはられません。

しかし、図書館員養成・教育の改善を行政当局に一任するような姿勢では真の図書館学教育の改善や高度化は不十分であることは言うまでもありません。私たちの図書館学教育部会は大学人をもって構成されている部会であり、大学人の基本的倫理として、その学問の研究と教育の内容の向上・発展のためには、行政をはじめとする外部からの干渉・圧力を排除し、自らの不断的努力を積み重ねなければならないことは言うまでもありません。情報化や情報技術の成果が我々の生活のあらゆる面におよぶと言われる21世紀を目前にして、今、図書館学の教育と図書館員の養成のあり方を基本から考える機会が巡ってきたことは我々にとって大きなチャンスが与えられたと考えるべきだと言えましょう。それはまた、図書館学教育の改善と高度化を通じて日本の図書館活動の発展を図ることでありますが、この図書館活動の基本をなす図書館の専門職員としての司書の、そして全図書館専門職の養成内容の高度化や能力開発の充実は当図書館学教育部会が率先して、自発的に実行するとともにその結果についての全責任も負わねばなりません。それだけに、現在の図書館学教育部会を構成する部会員の皆様には、それぞれの置かれたお立場で、これから実行に移すべき種々のプランがおありになり、それを着実に実行に移されていることと存じます。このような図書館学教育の改善と向上のための計画と実行について、今何を行うべきか、どこまでを推進すべきかが、問われており、それを実現することが、当図書館学教育部会員の一人一人に課せられた歴史的な使命であるとも言えましょう。このような大きな役目を自覚して、私たち部会執行部も全力で取り組みたいと思いますが、なにぶんにも私たちの図書館学教育部会はこの大役を担うには現有勢力ではあまりにも小さすぎます。すなわち、部会員数約250名、一人年間2,000円の部会費と日本図書館協会からの若干の補助金・助成金を加えた年間予算約81万円で運営するほかありません。このような限られた時間、人手、予算の制約を克服するには、部会員の皆様のご協力が何より必要です。一人でも多くの図書館学担当の非部会員を当部会に加盟してもらうとともに、部会員の皆様のご協力・ご支援を重ねてお願いいたします。

そこで、当部会では手始めに、今年度の事業計画で、例年同様に研究集会と全国図書館大会で、新カリキュラムへの移行と実践について、事例と問題点の洗い出しを行い、また経験の交流を通じて、新教育体制確立のための対策に関する情報センターとして機能することで、各校、各課程における新体制への対応のお手伝いが出来ればと思っています。これには何よりもわが国の図書館学、図書館専門職員養成の現状を明確に把握することが、全ての活動の基礎ですから、日本の図書館情報学教育の実態把握の調査も必要です。さらには何よりも必要な、新しい科目を担当する我々科目担当者の研修態勢も確立する必要があります。これらの事業につきましてはその詳細が固まり次第、部会報、その他の手段でお知らせいたしますので、是非積極的なご参加をお待ちしております。

また、部会活動に関連する情報や、建設的なご提案など、部会幹事までお知らせ下さいますようお願い申しあげ、ご挨拶に代えさせていただきます。

部会総会の報告

日 時：1997年5月29日(木)

9：55～11：45

場 所：東京芸術劇場（池袋）第1小会議室

出席者：朝比奈大作、岡田靖、小田光宏、加藤三郎、岸田和明、柴田正美、鈴木嘉弘、高山正也、信田昭二、馬場俊明、原田隆史、宮部頼子、渡辺信一、渡部満彦（14名）

委任状：秋田征矢雄、井上裕雄、井上靖代、上田格、上野武彦、植村芳弘、薄井正孝、大野亜希世、柿沼隆志、勝又美佐子、木村秀明、黒田一之、黒田邦敏、古賀節子、坂井暉、阪田蓉子、塩見昇、芝田正夫、白石伸恵、菅原春雄、貴田春男、高橋衛、高宮秀夫、田中宏、田辺久之、中多泰子、埜上衛、長谷部宗吉、原子孝、平川千宏、藤原茂、前田清文、前島重方、増岡栄一、松川衛、山里澄江、山野正二、山本芳江、湯浅直美、和田弘名（40名）

配布資料：総会次第（案）、総会資料、部会報（No.44）、その他（司書養成のための省令科目改定の動き・図書館年鑑原稿・全国大会記録等・研究会集記録等）

進 行：9：55 開会挨拶（渡辺）、（旧）役員紹介（渡辺）、新役員紹介（高山）、参加者自己紹介
議長選出、議事録作成者選出、議事録署名人選出

10：05 会勢報告（渡辺）

10：10 平成8年度事業報告、選挙結果報告、決算ならびに会計監査報告

10：50 平成9年度事業計画ならびに予算案審議

11：08 その他審議事項

11：20 意見交換（フリートーク）

11：45 閉会

議長：鈴木嘉弘氏（常葉学園大学）

議事録作成者：朝比奈大作（記録担当幹事）

議事録署名人：信田昭二氏（大手前女子大学）

報告・審議の経過ならびに結果

1. 会勢報告（渡辺部会長・原田担当幹事）

- ・個人会員数 274名（終身会員3名を含む、5月26日現在の協会登録数）。
- ・選挙人名簿では238名だが、部会費の2年以上滞納者、協会へは機関会員として入会した者で教育部会への個人登録者などを含めると約250名（厳密な実数は不明）。

2. 1996年度事業報告（渡辺部会長）

- ・『総会資料』p.14および『図書館雑誌』記事、『図書館年鑑』原稿等に基づき報告
- ・部会総会・第82回全国図書館（大分）大会第12分科会・図書館学研究集会・『会報』発行
- ・役員選挙の実施・カリキュラム改定／移行問題への取り組み・その他
→異議なく承認

3. 選挙結果報告（宮部選挙管理委員・選管委員長代理）

- ・『部会報』第44号 p.8～9により報告
- ・部会長：高山正也（慶應義塾大学）
- ・会計監査：前島重方（國學院大学）・宮内美智子（青葉学園短大）
- ・幹事：阪田蓉子（梅花女子大学）・加藤三郎（滋賀文教短大）・馬場俊明（堺女子短大）・小田光宏（獨協大学）・宮部頼子（白百合女子大学）

高山新部会長より補足

- ・指名幹事：岸田和明（駿河台大学）・渡部満彦（東横学園女子短大）

- ・有倉久雄氏（東海大学）が病氣加療中のため、指名幹事に欠員があるが、事後明年の総会もしくは通信総会において追認の形としたい。

→以上につき、異議なく承認

4. 1996年度決算報告ならびに会計監査報告 （原田担当幹事）

- ・『総会資料』p. 14に基づき報告

〔収入の部〕

会費	644,000
交付金	180,000
協会補助	140,000
雑収入	47
繰越金	-207,244
合計	756,803

〔支出の部〕

事務用品費	19,200
振替手数料	16,920
会議費	140,000
通信費	113,710
交通費	107,000
人件費	18,000
会報等印刷費	123,760
研究集会等費	0
調査・編集費	30,000
選挙管理費	64,760
予備費（繰越金）	123,453
合計	756,803

- ・「適正に処理されている」との会計監査を受けている

→以上につき異議なく承認

5. 1997（平成9）年度事業計画ならびに予算案

- ・事業計画については高山新部会長より『総会資料』に基づき説明、予算案については宮部担当幹事より説明（配布資料あり）。
- ・p. 1に述べられている〈国・自治体の政策と図書館〉の動きをふまえ、p. 41の〈図書館職員の資質向上を図り、現職者の研修を組織化し、司書の専門性を高めるため、その養成教育の改善を図る〉という協会の運動方針を前提に、p. 14に掲げた7項目を実行していく。

- ・具体的には〈「新会館建設」に対する協力・支援〉については適宜会員個人の活動の連絡調整、PRなどを行う。

- ・〈省令科目改定、新カリキュラム移行後の対応〉および〈（専門職としての図書館員養成をめざして）日図協「24単位」案に基づくシラバス／教科書研究の実施〉の問題を中心に研究集会を開催する。詳細は未定ながら、9月12・13日に慶應義塾三田キャンパスで開催の予定をしている。

- ・10月30日の山梨全国大会の12分科会においては、〈「館長の司書有資格要件の廃止問題」ならびに「図書館法の廃止を含む見直し問題」〉を中心テーマとして取り上げていく。

- ・〈（図書館学教育担当者の）専任不在の問題および学部・学科改組の問題についての取り組み〉および〈（21世紀における図書館学教育／養成のあり方を求めて）調査／プロジェクトの企画〉については、新プロジェクトを企画・発足させる。

・1997年度予算案

〔収入の部〕

	予算（1996年度）	備考
会費	476,000	2,000×238人 (1996年度217人+α)
交付金	180,000	180,000
事業収入	30,000	0 図書館学担当者研修会予定
雑収入	0	5,000
繰越金	123,453	-207,244
合計	809,453	517,756

〔支出の部〕

	予算（1996年度）	備考
事務用品費	20,000	10,000
手数料	20,000	10,000
会議費	40,000	30,000
通信費	80,000	70,000
交通費	210,000	185,000 (25,000×2+20,000)×3回
人件費	30,000	30,000
会報等印刷費	150,000	120,000
研究集会等費	100,000	5,000
調査・編集費	60,000	5,000
選挙管理費	0	50,000
予備費（繰越）	99,453	2,756
合計	809,453	517,756

〈主な質疑応答、討議内容〉

- ・現職者研修への具体的な取り組みを計画しているか。（柴田）

- 具体的な計画はまだないが、部会員の研修計画も含め、積極的に取り組んで行きたい。(高山)
 - ・学校図書館法の改正に伴う司書教諭養成問題への取り組みについてはどう考えるか。(鈴木)
 - 従来、部会としての「主要事業計画」には司書教諭養成問題についてはふれてこなかったが、今後は可能な限り積極的に取り組みたい。研究集会でも取り上げていきたい。(高山)
 - ・私大による司書教諭講習は多分開かれたいと思われるが、放送大学・各教育委員会など大学以外の場での司書教諭養成はあり得る。平成12年から司書教諭講習の科目決定(免除規定を含む)の動きがある。学校図書館・司書教諭の問題に関しては、従来協会が必ずしも教育部会を正面に立ててこなかった経緯があるが、今後は正面からの取り組みも必要であろう。協会の学校図書館プロジェクトチームは法律改正成立後解散するのではないかとと思われる。(渡辺)
 - ・司書教諭科目の読み替えについては今年度入学生から改定であるのに対して、司書は一斉改定であるなど、混乱が生じ得るので、それへの対応策が必要であろう。(柴田)
 - ・司書教諭問題に対して、教育部会としての積極的な取り組みを期待したい。(鈴木)
 - 以上の討議の結果、事業計画・予算案について共に異議なく承認された。
 - 6. その他の主要発言(幹事からの補足発言、意見交換など)
 - ・予算は逼迫しており、特に幹事会における京都・名古屋からの交通費が大きい。協会からの補助金(14万円)は昨年限りの措置と聞いているので、部会費の値上げも含めて今後の検討が必要であろう。(宮部)
 - 予算貧弱なままでの引き継ぎには忸怩たるものがあるが、10万円程度の協会補助金は今後も確保したい。(渡辺)
 - ・協会における教育部会の位置づけ・ウェイトが高まっているので、補助金の確保は可能と思う。(高山)
 - ・収益事業についての検討は可能か?(鈴木)
 - 調査結果の報告書等の出版と、研究集会等の開催が主な収益事業である。(高山)
 - 集会参加費等の名目での収入の確保を検討すべきであろう。(鈴木)
 - 今回は、参加費を徴収すると会場費を請求されるので、「資料代」の名目にしなければならない。(高山)
 - ・研究集会は小田幹事担当(岸田幹事副担当)、全国大会は岸田幹事担当(小田幹事副担当)、実態把握調査は渡部幹事担当で実施の予定である。(高山)
 - ・研究集会は9月12日・13日に慶應義塾三田キャンパスで開催、カリキュラム内容の検討が今後の課題となるはずなので、「新カリキュラムの実施例(特に「図書館経営論」「児童サービス論」について)」、および「新カリキュラムへの移行を振り返って」のようなテーマを予定している。また、別に(学会の当日?)館長資格問題へのパネルディスカッションを開催すべく検討している。(小田)
 - ・全国大会12分科会については、現在素案策定の段階であるが、他の企画との重複覚悟で、すり合わせしながら企画していきたい。(岸田)
 - ・新プロジェクトの詳細は未定であるが、専任不在問題については電話による情報収集と聞き取り調査を実施していきたい。『日本の図書館情報学教育』についても引き継ぎ計画を進めたい。(渡部)
- 以上(11:45部会総会終了)
- (文責:朝比奈大作)

平成9年度 図書館学教育部会事業計画

1. 全国研究集会

日 時：1997年9月12日(金) 午後～13日(土) 午前

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス 北新館

テーマ：新カリキュラムの点検と評価

参加費：無料 ただし、資料費：部会員3,000円、非部会員4,000円

2. 全国図書館大会第12分科会

日 時：1997年10月30日(木) 9：30～16：00

場 所：ニュー芙蓉（山梨県甲府市）

テーマ：図書館学の展開と再構築（Ⅵ）

3. 図書館学教育担当者研修会

初めての試みとして、'98年春に新カリキュラムのもとで、教育のレベル向上を目指し、東京地区で、教育担当者の研修会を有料で開催する。

詳細は、今後11月頃を目途に具体化させる。

4. 部会報発行

年3～4回の発行を継続する。

今年度の最初の号は、8月初めに発送できるように準備する。

業務の執行状況は、関西幹事各位にお任せする。

5. 幹事会

部会財政逼迫のため、幹事会全体会の開催は、年間4回程度に押さえ、うち旅費の支給は、2回程度とする。

6. 規約改正

部会財政逼迫のため、部会費の年間1,000円増額を行うための規約改正を検討する。

7. 図書館学教育実態調査

「日本の図書館情報学教育」の予備調査になり、研究集会、その他の当部会活動の基礎資料としても、有効に活用できそうな問題について、調査とその結果の発行を財政上の許容範囲で行う。

8. その他

平成9年度 日本図書館協会 図書館学教育部会研究集会〈ご案内〉

図書館学教育部会では、図書館員養成のカリキュラムに関して、さまざまな角度から、過去数年にわたり検討してまいりました。その検討過程においては、司書講習科目を定める「図書館法施行規則」も視野におさめ、望ましいカリキュラムの実現を目指しました。この規則は昨年改正され、今年度より新カリキュラムに基づく司書講習が実施されます。また、これに相当する科目を開設する大学・短大においては、新

カリキュラムに基づく図書館員養成課程の再申請が必要とされています。すでに、およそ100の大学・短大がこの手続を終了し、また、同数程度が次年度に向けて申請準備を進めております。

当部会では、こうした状況をふまえ、新カリキュラムを対象にした研究集会を開催いたします。第1日は、新設科目である「児童サービス論」の実際に関して、担当者から授業事例を報告していただき、分析していきます。また、今

年度新カリキュラムに移行した大学・短大の関係者より、課程運営における工夫や問題点を、いくつかのテーマにしばって整理していただきます。第2日は、同じく新設科目である「図書館経営論」の実際に関して、担当者から授業事例を報告していただきます。このほか、各大学・短大の関係者のご協力をいただき、関連資料を多数用意いたします。

なお、今年度の研究集会は、日本図書館学会主催の研究集会と時期および会場を合わせて開催いたします。どうぞみなさま、ふるってご参加いただきたく存じます。

テーマ：新カリキュラムの点検と評価

日 時：平成9年9月12日(金)～13日(土)

会 場：慶應義塾大学三田校舎

(第1日は北新館ホール、第2日は北新館4階会議室)

参加費：無料(ただし、以下の資料費を申し受けます。)

資料費：部会員3,000円 非部会員4,000円

(当日入会も可、別途年会費2,000円)

【申込先】岸田和明(担当幹事)まで、以下の方法でお申し込みをお願いします。(部会員以外の方の参加も歓迎します。)

【郵便】〒357 埼玉県飯能市阿須698

駿河台大学文化情報学部

【FAX】0429-72-1179

【電子メール】kishida@surugadai.ac.jp

申込締切：9月5日(金)

第1日 新設科目の授業分析(Ⅰ)

新カリキュラム移行を振り返って

12:30～

受付

13:00～13:20

開会あいさつ(基調講話)

13:20～15:00

「児童サービス論」の授業報告と質疑応答

小川俊彦氏(聖徳大学司書講習での事例)

朝比奈大作氏(國學院大學、清泉女子大学での事例)

15:00～15:20

休憩

15:20～15:40

学生指導の問題点と提言

森智彦氏(東横学園女子短期大学での事例)

15:40～16:00

複合科目の問題点と提言

今まど子氏(中央大学での事例)

16:00～16:20

司書教諭科目読替の問題点と提言

野崎昭雄氏(東海大学での事例)

16:20～16:50

質疑応答

16:50～17:00

第1日終了にあたって

第2日 新設科目の授業分析(Ⅱ)

9:00～

受付

9:30～9:40

第2日開始にあたって

9:40～11:20

「図書館経営論」の授業報告と質疑応答

田中久文氏(鶴見大学司書講習での事例)

柳与志夫氏(早稲田大学での事例)

11:20～11:30

閉会あいさつ

第83回全国図書館大会第12分科会(山梨)

すでに『図書館雑誌』1997年6月号等でご存じかとは思いますが、本年度の第83回全国図書館大会(山梨大会)におきまして、第12分科会「図書館学の展開と再構築(VI)」が開催されます。日時・場所は

日 時：1997(平成9)年10月30日(木)9:30

(9:00受付開始)～16:00

場 所：ニュー芙蓉

です。内容については以下のとおりです。

(1)講演1：地元関係者による講演

(2)講演2：「司書資格の今日的意義：館長司書資格要件廃止問題に関連して」

(3)講演3：「新しいカリキュラム体制への移行について」

(4)シンポジウム：「新しいカリキュラム体制への移行に関する諸問題」

パネラー(予定)：大学・短大経営の視点から、担当教員の視点から、

受講生の視点から、図書
館員の視点から、など

まず、講演1として、地元関係者の方から、山梨県における図書館学教育の現状などをご報告していただきます。

次に、講演2として「司書資格の今日的意義」について議論したいと思います。特に、「館長司書資格要件廃止問題に関連して」という副題をつけてありますが、この問題はそれだけにとどまりません。新図書館法施行規則に基づく新カリキュラムにおいて、どのような司書「像」が求められているか、あるいは、高度情報化社会といわれる現代において、司書資格を持つ者がどのような役割を果たすことが期待されているかなど、幅広く議論できればと考えております。

講演3とシンポジウムでは、新カリキュラム体制への移行に関する問題を議論する予定です。新カリキュラムに関しては、当部会でも過去何度か議論を重ねてきましたが、本年4月より、一部の大学・短大において、新しいカリキュラム体制への移行が実施されるという段階にまで至りました。そこで、それらの大学・短大における半年間の経験を交えて、新カリキュラムへの移行の問題をもう一度整理しなおしたいと思います。

講演3は、基調講演として、行政当局の担当者の方あるいはそれに近い方のご講演をお願い

する予定です。シンポジウムでは、3人～4人のパネラーの方に、それぞれ、「大学・短大の経営の視点から」、「担当教員の視点から」、「受講生の視点から」、「図書館員の視点から」などのいくつかの視点から問題提起していただき、それに基づいて、フロア・ディスカッションを行いたいと思います。9月開催予定の研究会においては、新規開設科目の授業分析等が中心となりますが、10月の全国大会の方では、もう少し幅広い視点から、新カリキュラム体制およびそれへの移行について議論する予定です。例えば、受講生への対応のしかたの問題や情報検索の機器・経費に関する問題などの授業の周辺に存在する問題、あるいは、受講生自身が新カリキュラムへの移行をどのように感じているか、あるいは、現場の図書館員の方がどのように感じているかなどの立場の異なる視点から問題提起していただき、議論を深めることができると考えております。

現在、講演者あるいはパネラーへの交渉を進めている段階です。講演者・パネラーのご都合により、順序・内容の若干の変更は考えられますが、現在のところ、大筋としては、上記のように進めていく予定です。多くの方のご参加をお待ちいたします。

なお参加申込に際し、会場付近には昼食をとる場所がありませんので、必ずお弁当をお申込み下さい。

学校図書館法改正案の成立に寄せて

去る6月3日、衆議院本会議で「学校図書館法の一部を改正する法律案」が提案され、採決の結果、賛成多数でこれを可決した、という改正案の成立を知らせるニュースが全国に流れた。

思えば、わが国の学校図書館は、まことに奇妙であるが、明治5(1862)年の学制発布以来、戦後になるまで法的根拠に基づく存在ではなかった。それは、ひとつに欧米先進国に追いつくため、教科書による知識注入主義の教授法を金科玉条として守り続けたことによる。このことは、学校図書館の必要性をないがしろにする結果となった。

戦後、日本の教育は改革が断行されて民主主義教育へと方向転換し、児童・生徒の個性に適した自発的自主学习が重視され、学校図書館の必要性が説かれるようになった。『学校図書館の手引き』がひとつの原動力となって、学校図書館の研究団体が組織結成されるとともに学校図書館法を待ち望む声が高まった。百万人署名による全国的運動が功を奏し、超党派による議員立法というかたちで学校図書館法が制定されるに至った。当時の学校図書館関係者にとっては、言葉には言い尽くせぬ喜びであったにちがいない。昭和28(1953)年8月のことである。

翌年には、司書教諭講習会が始められ、「学校には、学校図書館を設けなければならない。」（法第3条）ところから設置率が急速に進み、遠からずして世界の先進国のレベルに近づくかに見えた。ところが、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」（法第5条）にもかかわらず、附則第2項には、「当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる」ところから、主なき館（やかた）の相を呈し、その後の学校図書館の発展に大きなブレーキがかかった。附則第2項の撤廃、公費負担、学校司書の法制化は、関係者にとって大きな悲願であった。関係団体として、法制定の翌年から早くも附則撤廃の動きがあり、その後、機会あるごとに関係者によるたゆまぬ運動が展開されてきた。それは、まさに筆舌に尽くせぬ苦勞と努力の連続でもあった。

そして、ついにこのたび“当分の間”が44年ぶりに日の目を見たのである。我々としては、もろ手を上げて快哉を叫びたいところであるが、ご覧になればお分かりのとおり、多くの付帯決議が付されている。司書教諭の配置は一定規模（12学級以上の小中高校といわれる）の学校に限定されており、発令のかたちなり、発令対象に関して地方自治体がどのように動くかによって、法改正は形骸化される恐れなしとはいえない。例えば、仮に余剰教員／（定年後の）嘱託で過半数を越えたり、兼任発令で（図書時間でなく、教科の）時間を多く抱える“司書教諭”であっては、とても期待できるものではない。却って、これまでの縁の下での力持ちとして活躍してきた有能な学校司書の足手まといにもなるのではないか。このことと関連して衆議院附帯決議（五）にも言及されているが、身分上、不安定な立場にある学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮されなければならない。

これまで、図書館学教育部会としては、少なくともこの十数年来、学校図書館で働く“人の問題”を正面から取り上げることはなかった。ひとつには、司書養成科目の改定問題に全力集中の状況にあったことは否めない事実であり、また、ひとつには直接学校図書館（学）とのか

わりをもつ部会員は全体の少数派であり、いっぽう日本図書館協会には専門家集団の学校図書館部会があり、またプロジェクト・チームが機能していることから積極的な動きをしてこなかった。

しかしながら、学校図書館員の養成にかかわる問題は、我々にとってきわめて重要であり、今後さらに重要な課題となることはまちがいない。養成サイドから例えてみるに、“専門的職務を掌る”立場の者を養成するにあたって、現行の講習規定のような科目内容、単位数、減免措置が容認されていてよいのだろうか。遠からずして司書教諭課程のカリキュラム改定問題が取り沙汰されるであろうし、関連するさまざまな問題が派生することであろう。教育部会では、21世紀における専門職養成のための将来像を視野に入れて関連組織との連帯をはかりつつ、確固たる問題意識と的確な対応が求められるであろう。（W）

〈資 料〉

学校図書館法の一部を改正する法律案 学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第二項中「当分の間」を「平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院附帯決議

学校図書館法の一部を改正する 法律案に対する附帯決議（案）

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 学校図書館は次世代の知と生きる力を育む宝庫であり、政府及び地方公共団体は不断の努力でその充実に取り組み、学校教育における図書館の重要性を広く啓蒙するとともに、今後中長期の学校図書館の在り方を総合的に

検討すること。

二 政府及び地方公共団体は、この法律の趣旨を体し、司書教諭の計画的養成・発令に努めるとともに、小規模校への設置についても配慮すること。

三 政府は、司書教諭講習について、講習内容の現代化及び教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格の弾力化を図り、時代の進展に応じたものとなるよう努めること。

四 政府は、学校教育における学校図書館の意義・機能、司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

五 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮するとともに職員配置を含めた、学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を、より一層充実するよう配慮すること。

六 政府及び地方公共団体は、ひきつづき、学校図書館資料の充実を図るとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報センターとしての機能の充実に努めること。

参議院附帯決議

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

一 政府及び地方公共団体は、司書教諭の養成・発令を計画的に促進すること。なお、小規模校への設置についても検討すること。

二 政府は、司書教諭講習について、社会の情報化などの進展に応じて、講習内容の現代化を図るとともに、教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格を弾力化すること。

三 政府は、学校図書館の利用の状況、学校図書館において司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、専任の司書教諭の在り方を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

四 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、いわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮すること。

五 政府及び地方公共団体は、学校週五日制の完全実施の時期を目途に、学校図書館の図書の実を充実するとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報のセンターとしての機能の充実に努めること。

六 政府は、学校図書館の充実強化に対する国民の期待に応えるよう、将来の学校図書館の総合的な政策について引き続き検討を行うこと。右決議する。（原文－タテ書き／書き替え）

緊急連絡

学校図書館法改正が成立

6月3日、衆議院本会議で「学校図書館法の一部を改正する法律案」が提案され、採決の結果、賛成多数でこれを可決しました。改正法案は、5月9日に参議院を通過しており、これによって学校図書館法改正が成立しました。

今回の「学校図書館法の一部を改正する法律案」は、本年の4月25日、自由民主党、平会（新進党、公明の統一会派）、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会、新党さきがけの5会派所属議員8名が発議者となって参議院に提案され、その後、参議院及び衆議院の両文教委員会において延べ6時間半にわたって慎重審議の結果、共産党を除く全党派が賛成し、可決したものです。

改正法案の内容は、①大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができること、②司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間とすること、の2点です。特に、今後6か年の間に全国の小・中・高等学校に司書教諭の配置が義務づけられたことは、これからの時代を見通した学校図書館の役割の拡充や機能の充実を図る上から大きな意義をもつものと期待されます。

全国学校図書館協議会を中心とした40数年に及ぶ法改正運動の一つの結実がようやく現実のものとなりました。もちろん、今回の改正法案の成立は懸案解決の第一歩で、これからが学校図書館の真価が試される正念場と考えます。関係各位のご支援、ご協力に対し深く感謝申し上げます。

1997年6月3日 全国学校図書館協議会

日本の旧情報学教育 1995

補遺 5

幹事会議事録（抄）

1996（平成8）年度 第7回幹事会

と き：1997年4月3日

ところ：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟1階
研究室会議室

出席者：渡辺、朝比奈、岡田、小田、今、柴田
高山、加藤、阪田、馬場、前島、宮部

配布資料：議事予定、総会資料原稿、平成8年度決算（案）、会報44号原稿、全国図書館大会
予定と過去の分科会の紹介・報告記事
（『図書館雑誌』コピー）、省令科目改定に
関して（部会長による『図書館雑誌』コ
ピーと『図書館年鑑』原稿）

I “旧” 幹事会

1. 部会第20期役員選挙結果の報告

配布資料の『部会報』第44号校正刷りの内容が

報告され、了承された（事項書にある「承認」で
はないと思われる。）

部会長：高山正也、会計監査：前島重方・宮内美
智子、幹事：阪田蓉子・加藤三郎・馬場俊明・小
田光宏・宮部頼子、（指名幹事（予定）：渡部満彦
（東横女子短大）・有倉久雄（東海大学）・岸田和
明（駿河台大学））

2. 平成8年度研究集会報告（渡辺）

3月14日・15日に同志社大学を会場として開催
した。90名もの参加があり、適切なテーマと時期
で開催することができた。当日の協力を感謝する
旨の部会長からのお礼が述べられた。記録は『部
会報』第44号校正刷りの形で作成し、会員に配布
することが了承された。

3. 第2回評議員会（3月27日）報告（今）

事務局移転問題が大きな話題であった。また、

図書館長に司書資格を不要とする動きに対して反対してゆくことで一致し、ハガキを用いた行動などが決められた。部会に直接関わりのあることとして、司書のグレード制度が挙げられ検討を進めることになったこと、職制の中に司書の名前を無くす傾向のあることが指摘されていること、がある。部会として、次期の幹部会での検討をお願いする必要があるだろう。

4. 4月常務理事会代理出席の件

部会長が都合で出席できないとのことで、小田幹事が代理で出席することになった。

5. 『部会報』第44号の掲載記事について

準備を進めている部会長から「校正刷り」が示され、一部の手直しが決められた。

6. “新旧” 幹事会打ち合わせ

部会長から、打ち合わせの内容についての原案が示され、了承された。

1) 総会の件

2) 全国大会の件

7. その他

II “新旧” 合同幹事会

1. 新部会長挨拶・新幹事紹介

- ・会報担当：加藤、阪田、馬場
- ・会計担当：宮部
- ・会員管理：有倉

2. 各担当者からの引継

1) 会計（原田）

- ・決算書収入の「会費」は未納分34人／年分あり。
- ・交付金の項に補助金14万円を加える。
- ・雑収入（47円）は利子
- ・支出の部では、会議費、通信費、会報等印刷費が未確定
- ・選挙管理費は49,738円
- ・手数料は振替手数料、赤色用紙の残があるので使いきる方がよい。
- ・人件費はコピー、データベース管理等のアルバイト代
- ・会報44号発送後に会計監査を行い、総会で引き継ぐ。
- ・寄付の受付はできるか？…可能であろう。
- ・会費前納分の使用年度は？…全体に赤字なので意識せずに支出している。

2) 会員管理（原田）

- ・今年度退会者24名（会費未納による除名を含

む。）、入会者18名（部会変更者を含む。）、したがって数字上は6名減であるが、幽霊会員の整理をしたので、実質上は約10名の増となる。

- ・会費の3年滞納で除名という規約であるが、これに該当する者もお数名含まれる。
- ・本部会は他の部会と重複して会員になれるため、協会のコンピュータ登録では十分に把握できなかったが、この1月からアウトプット可能になった由である。
- ・理事会で新入会員の紹介が行われるので、その際に十分にチェックすること。（今）（ただし、ここ数年はほとんど例がない…渡辺）
- ・協会の機関会員である部会員は選挙権・被選挙権を持たない。
- ・部会員勧誘を積極的に行う、全国大会の折などがよい機会となる。

3) 年鑑（柴田）

- ・例年1月に原稿締切、7月頃に刊行、部会として3～4頁分を執筆
- ・他の原稿との調整も行う。
- ・全国的状況をふまえ、客観性のある文章にすることが必要
- ・日本図書館研究会、全国学校図書館協議会なども良い取材源であるが、大学図書館・専門図書館の関係はやや取材不足と言える。
- ・時間がないため、“幹事会として”原稿をまとめる余裕がない。原稿を各幹事に郵送し、修正されたものを再度柴田幹事が集約する形でまとめた。
- ・困難ではあるが、Jan.-Dec. のデータをまとめて夏までに刊行するという体制は維持すべきであろう。

4) 会報（岡田・渡辺）

- ・このところ省令科目改定問題に追われて事務的・総論的な記事ばかりになっているので、新しい工夫も必要ではないかと思われる。
- ・「補遺」は『日本の図書館情報学教育』の名簿の追加・変更である。

5) 日本の図書館情報学教育（調査）（原田）

- ・2年おき程度の調査を行ってデータを更新しておかないと、5年毎の調査では結局膨大な作業量が必要になる。（費用は協会負担なので特に問題ではないが、電話確認等の作業が極めて煩雑になる。）
- ・5年毎なら次回は「平成10年度調査」になるが、新カリキュラムに移行完了後に行うべき

であろう。

- ・出版委員会では“なるべく計画的な出版を”望んでいる。(小田)

6) 選挙関係 (小田)

- ・「連続選出による被選挙権の喪失」「部会長単独選挙」「専従・非専従枠の廃止」の新規約での初選挙であったから、時間をおいての点検と評価が必要であろう。
- ・専従・非専従の枠を廃止したことは会員管理の面からはメリットが大きかった。(原田)

7) 全国大会 (渡辺)

- ・通例は2日目の分科会で、午前「地元事情」及び「海外事情」の紹介、午後シンポジウムという形であったが、科目改定問題で昨年はやや特殊な形になった。
- ・『図書館雑誌』等の案内記事原稿締切が6月であったのが、近年では4月に早まっている。(今)
- ・上記のフレークワークは維持した上で、科目改定による「図書館学の展開と再構築」の事例をシンポジウム化してみたい。(高山)
- ・全国SLAが8月27～29日に十文字女子大で同様の企画を行う予定(渡辺)
- ・図書館法第13条削除の問題も重要なので取り上げてはどうか。(阪田)
- ・この補助金打ち切り・館長資格に関する問題はむしろ研究集会で取り上げ、全国大会はカリキュラム問題をテーマにすべきであろう。

8) 研究集会 (渡辺)

- ・通例は夏休み期間に、合宿形式、見学会形式などで行われてきた。
- ・2日日程で“宿泊の世話はしない”形が効率的ではある。

9) 記録 (朝比奈)

- ・この任期中の記録はとりまとめて総会時に引き継ぐ。
- ・各幹事への郵送料等の手続きがよい加減であった。
- ・それ以前の古い記録はすべて今幹事が保管している。(→当面、今幹事の手元に保管していただき、記念誌の編集等の際に活用を図る。)

3. 全国図書館大会の概要について

- ・平成9年10月29～31日、山梨県(甲府市)
- ・これまで12分科会であったが、今回は14分科会が予定されている。

- ・カリキュラム問題を中心に

- ・地元事情については山梨英和短大などを念頭に、人選・依頼する。

- ・高山新部会長が原案を作成し、新幹事にファックス連絡の上、協会に送付する。

4. 平成8年度決算／事業報告について (「総会資料」原稿について)

総会資料原稿の修正箇所

- ・〈議題〉ア. 平成7年度事業報告および会計報告
イ. 平成8年度事業計画及び予算(案)
ウ. 役員選挙規定の改正

- ・主要活動の(6)として、〈第20期部会役員選挙の実施〉を追加し、項目〈3〉を削除する。(以下、項目番号をつけかえる。)

- ・幹事会開催日に本日の7回分を追加する。
- ・決算報告については会計監査後の確定の数字を入れる。
- ・その他、必要な追加・修正については渡辺部会長に一任

5. その他

次回幹事会は5月29日総会時(午前9時45分より、東京芸術劇場「小1」会議室)

- ・旧幹事は9時集合
- ・新幹事会(第1回)は総会終了後

(文責:朝比奈)

1997(平成9)年度幹事会 第1回WG議事抄録

日時:1997年4月19日(土) 15:00～16:45

場所:慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
商学部会議室

出席者:小田、高山、宮部、渡部

欠席:岸田、有倉

議事

I 報告事項

1. 全国図書館大会第12分科会(報告:高山)
別紙の通り、今年度全国図書館大会の第12分科会の概要のテーマを「図書館学の展開と再構築VI」の下でまとめた。

2. 日本図書館協会常務理事会報告(報告:小田)
* 当部会からの報告:3月の研究集会、部会役員選挙結果の報告

* 協会側からの要望

- ①図書館法第13条の図書館長の専門職資格問題
に対して、当部会でも対応策を採る旨の要望があった。

②新会館の建設資金計画への当部会としての協力依頼があった。

II 協議事項

1. WGの役割分担

基本方針は、全ての幹事で教育部会活動を分担する。事業担当の幹事はそれぞれ正と副の担当を決める。本日は正担当幹事のみ決定とする。

研究集会：小田

図書館大会：岸田

プロジェクト：渡部

会計並びに会員管理：宮部

図書館年鑑：小田

有倉幹事には、健康の回復を待って、これ以外の業務担当とする。

関西在住三幹事の担当は前回（4月3日）の申し合わせに基づき、部会報の編集・発行を担当してもらう。

2. 平成9年度の予算原案

宮部幹事が、前執行部の原田幹事と連絡の上、次回までに原案を作成する。

3. 図書館学教育部会研究集会

開催日時は9月の日本図書館学会の行事につなげる。

図書館法第13条に絡む専門資格問題では、部会は学会の企画を後援する。

部会の主たるテーマは、新カリキュラム問題におき、開催場所、日時、プログラム等は、学会とも連動しつつ、小田幹事の下で、詳細案を作る。

4. 図書館大会第12分科会

午前：「山梨英和短大における新カリキュラムへの対応状況の報告」を中心に新カリキュラム体制への移行事例を取り上げる。

午後：新設科目としての「図書館経営論」「児童サービス論」に加えて、「情報検索演習」における大学側の施設面での対応状況と教育内容についての事例を積極的に取り上げる。

以上の基本線の下で、プログラムの具体案については、次回までに岸田幹事の下で作製する。

5. プロジェクト

* 今年度は準備活動に重点を置き、成果は来年度に出す。

* 日本の現地点での図書館学教育／図書館員の実態調査を中心に専任者不在校問題を視野に入れて調査の準備を進める。

* 科目別教育内容（シラバス）問題は、柴田部会員に委嘱する。柴田部会員との連絡窓口を渡部

幹事が担当する。

6. 図書館年鑑執筆

担当は小田幹事とする。

7. 次回幹事会WG

5月20日(火) 18:30～

於 慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
商学部会議室 (以上)

1997(平成9)年度幹事会 第2回WG議事抄録

日 時：1997年5月20日(火) 18:30～21:30

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟
商学部会議室

出席者：小田、岸田、高山、宮部、渡部

欠 席：有倉

議事

I. 報告事項

1. 常任理事会報告

2. 第83回全国図書館大会第1回運営委員会

高山部会長より、5/7(木)に山梨にて開催された第83回全国図書館大会第1回運営委員会について報告があった。当部会が第12分科会であること、第12分科会の事務担当が小林さん（県立図書館）、山内さんに決まったこと、第2回運営委員会が7月上旬、第3回運営委員会が9月下旬に開催されることなどが報告された。その他、会場である「ニュー芙蓉」について、多少宿泊に不便なこと、レストランがないことなどが説明され、当日の弁当の手配およびその部会員への徹底が確認された。

II. 協議事項

1. 全国研究集会について

小田幹事より、9月開催予定の全国研究集会についての案が資料として提出され、以下のような点について報告・協議がなされた。

①第1日目「新設科目の授業分析」について、夏期の司書講習が終わっているようなところからどなたかを講師にお願いしたいとの説明が小田幹事よりなされた。

②第2日目に関して、原案の「学生指導の問題点」を司書教諭に関する問題と交換し、さらに順序を「学年配当の問題点」「複合科目の問題点」「司書教諭」とすることが了解された。

③会場である慶應三田の北新館のホールの使用料がかなりの高額であるとの説明がなされ、通常の教室への移転も検討されたが、結局、

会費もしくは資料実費を「部会員3,000円、非部会員4,000円」と値上げすることによって、北新館での開催に踏み切ることが決められた。

④広報に関して、日本図書館学会の会報に載せるため、すでに学会の担当者の方に連絡を取り、5月中旬に文章の骨格を固める予定である旨が、小田幹事より報告された。

⑤公式な懇親会は、今回は見送ることが確認された。

⑥講演者の依頼にあたっては、まず、どの大学が申請を行ったのか、あるいは、認可を既に受けているかなどを調べることとなった。
(担当：高山部会長)

2. 全国図書館大会

高山部会長より、全国図書館大会において、10/30(木)に第12分科会が開催されることが確認され、以下のような点について、報告・協議がなされた。

①構成については、高山部会長より、午前は、基調講演と地元の大学の講演との2本程度、午後は、新カリキュラムへの移行手続き（あるいは閉鎖手続き）、専門職としての司書あるいは司書資格についての議論を行いたいとの説明があった。構成に関しては、この線に沿って、岸田幹事が次回WGに案を提出し、協議することとなった。

②地元大学の講演については、山梨英和短大に専任教員がいないことから、都留文科大学にコンタクトを取ることが課題として確認された。また実行体制に関しても、岸田幹事が検討し、次回に案を出すこととなった。

3. 専門資格問題と独自調査・出版

高山部会長から、さまざまな運動の根拠となるデータの必要性、財源確保などの理由により、独自調査を積極的に進めたいとの説明があった。しかし同時に、調査費用の問題などが指摘された。特に、テーマとしては「司書課程における専任者の実態」や「現場の人がどのような過程・方法で司書資格を取得したのか」などが有力な候補として挙げられた。できれば、早めに、調査計画や予備的データだけでも公表したいとの要望があったが、これらに関しては、渡部幹事が継続検討することとなった。

4. 部会報の発行

部会報の発行は、基本的に、関西幹事会にお

願いし、発行頻度・時期については例年どおり（年3回、①新幹事会発足後すみやかに、②秋、③年度末）とすることが確認された。

5. 平成9年度部会活動予算案作成

宮部幹事より、前年度の予算費目と予算額・決算額の一部とが報告された。前幹事会からの決算の最終的な引継ぎがまだなので、細かな点までは確定するに至らなかったが、各費目の確認と、おおよその予算が決められた。特に以下の点について、指摘・協議がなされた。

①収入に関して、今年は「協会補助」がない。

②支出に関しては、選挙管理費が不要になる。

③今年度からは幹事会開催のための交通費がよりかかる見込みである。

④「図書館学担当者研修会」（仮称）などの事業による事業収入を費目として追加する。

さらに、予算が切迫している点に関して、部会費の値上げについての検討も行われた。

宮部幹事が、前幹事会の予算担当者に引き続き連絡を取り、早急に予算を固めることが確認された。

6) 部会総会対策について

高山部会長より、5/29(木)に開催される部会総会についての概要に関する説明がなされた。そして、当日の手続きや審議事項等が確認された。

7) 次回WGの日程

6月24日(火) 18:30～

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス（以上）

1997年（平成9）年度幹事会 第3回 WG議事抄録

日 時：1997年6月24日(火) 18:30～21:15

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟

文学部会議室

出席者：岸田、高山、宮部、渡部

欠席者：小田、有倉

I. 前回議事録の確認

会議に先立ち、前回（第2回WG）の議事録が承認された。

II. 報告事項

1. 常任理事会報告

高山部会長より、6月10日に開催された常任理事会に関して、報告があった。

2. 『部会報』の原稿について

高山部会長より、6月28日ごろまでに、部会報の原稿を加藤幹事に送るよう、各担当幹事に

依頼がなされた。なお、担当については、事業計画および予算（宮部幹事）、研究集会（小田幹事）、全国大会（岸田幹事）、プロジェクト（渡部幹事）である。あわせて、高山部会長の執筆による、部会報に掲載予定の「部会員の皆様へ」の原稿が参考資料として配布された。

Ⅲ. 協議事項

1. 研究集会

小田・岸田両幹事より、9月に開催される研究集会に関する原案が提出され、協議をおこなった。

a) 当日までの準備の担当者

以下の原案がそのまま承認された。

ア) 報告者への依頼（7月末まで、高山部会長）

イ) 資料のとりまとめ（8月末まで、小田・岸田両幹事）

ウ) 広報活動（当日まで継続、小田幹事）

エ) 名簿の用意（当日まで、岸田幹事）

オ) 謝金の用意（当日まで、宮部幹事）

カ) 会場設営（幹事全員）

b) 当日の担当者

原案が一部修正され、以下のような役割分担となった。

9月12日(金)

受付：宮部幹事およびアルバイト

進行：小田・岸田両幹事

会場：渡部幹事

記録：関西の幹事1名

挨拶：高山部会長（基調報告含む）

9月13日(土)

受付：宮部幹事およびアルバイト

進行：岸田・小田両幹事

会場：渡部幹事

記録：関西の幹事1名

挨拶：高山部会長

c) 報告者

原案がそのまま了承された。依頼の手順は、小田幹事と高山部会長および岸田幹事が一旦打合せをおこなってから、進めることとなった。

d) その他

アルバイトに関して、受付（学部学生を2名程度）、機器操作（大学院生を2名程度）の手配を高山部会長にお願いすることとなった。なお、謝金は、1時間当たり、学部学生700円、大学院生900円とすることが了承され

た。また、当日の掲示物に関して、渡部幹事が、次回までに試作をおこなってみることにした。

2) 全国図書館大会について

全国図書館大会における第12分科会の原案が岸田幹事より提出され、協議をおこなった。

a) 構成・内容

原案が一部修正され、以下の通りとなった。

9:00 受付開始

9:30 開会の挨拶・事務連絡〔10分〕

9:40 地元講演〔50分〕

10:30 〈休憩〉

10:45 講演 司書資格の今日的意義

：館長司書資格要件廃止問題
に関連して〔70分〕

11:55 事務連絡

12:00 昼食〔60分〕

（午後の部の共通テーマ：司書資格の新カリキュラムについて）

13:00 基調講演：新カリキュラムの導入と移行の現状〔45分〕

13:45 〈休憩〉

14:00 シンポジウム：新しいカリキュラム体制への移行に関する諸問題
〔70分〕

パネラー1〔20分〕

大学・短大経営および担当職員の視点から

パネラー2〔20分〕

受講生の視点から

パネラー3〔20分〕

図書館員の視点から

15:10 フロアからの質問等〔50分〕

16:00 閉会

b) 講演者の候補者

講演者の候補者に関しては、以下のとおりとなった。日本図書館協会の事務局へ提出する書類の締切りが7月15日である関係上、依頼に関しては、高山部会長を中心として早急に進めることとなった。

・地元講演：高山部会長候補者の確認をお願いすることとなった。

・午前中の講演者：糸賀氏（慶應義塾大学）
あるいは渡辺氏（同志社大学）

・午後の基調講演者：文部省の担当者

・パネラー1およびパネラー3：永田氏（図書館情報大学）、澤井氏（宮城学院女子大

学)、竹内氏(千葉経済短期大学)のいずれかから2名

- ・パネラー2:加藤氏(駿河台大学)あるいは岸田幹事(駿河台大学)

c) 用務担当者

以下のような役割分担が暫定的に決められた。

- ・午前中の司会:阪田幹事、馬場幹事に打診する(担当:岸田幹事)
- ・午後の司会:小田幹事、加藤幹事に打診する(担当:岸田幹事)
- ・受付:宮部・岸田両幹事
- ・会場:渡部幹事

d) その他

- ・『図書館雑誌』9月号、「全国図書館大会への招待」の原稿(7月18日提出締切)については、岸田幹事が案を作成し、それを高山部会長へ送ることとなった。
- ・第12分科会に関する日本図書館協会へ提出する書類は、岸田幹事が作成・送付することとなった。
- ・山梨県での打合せが7月15日(木)に開催されることが高山部会長より報告され、岸田幹事あるいは小田幹事のどちらかが出席することとなった。(注:この打ち合わせは、その後、7月25日に変更された。)
- ・大会当日の幹事の宿泊に関しては、関西在住の幹事も含めて、高山部会長が一括して、山梨県の担当者に申し込むこととなった。

3. プロジェクトについて

渡部幹事より、現在のところ、全国の図書館学担当者を大学・短大等の職員録等により抽出し、『日本の図書館・情報学教育1995』と照合する作業を進めているとの報告があり、このような作業に引き続いて、『日本の図書館・情報学教育1997』の準備を本格的に開始することが了承された。また、現職の図書館学教育担当者に対する研修に関しては、とりあえずはこの夏季休暇中は見送ることとなったが、引き続き、開催の可能性を検討していくことが確認された。

4. 新入部会員の承認

1名の申込者があり、部会への加入が認められた(細田英夫氏、富山女子短期大学)。

なお、もう1名の申込者に関しては、まだ書類が届いていないため、先送りとなった。

5. 幹事の役割分担について

高山部会長より提案があり、新たに、小田幹

事を調整担当、岸田幹事を記録担当とすることが了承された。(研究集会および全国大会の担当は従来どおり。)

IV. その他

原田前幹事(慶應義塾大学)より、会計および名簿管理等についての、最終的な引き継ぎがなされた。原田前幹事からは、1)会員の管理用名簿 2)印鑑(公印) 3)部会費の滞納者リスト 4)日本図書館協会との連絡体制 5)入退会の手続きなどに関して、注意があった。

V. 次回WGの開催日時

次回(第4回WG)は、7月30日(木) 15:00から、慶應義塾大学三田キャンパスで開催されることとなった。(以上)

『図書館雑誌』6月号原稿

第12分科会 図書館学の展開と再構築(VI)
(図書館員養成)

図書館学教育の世界においても、今大会のテーマ通りに「新しいページが開かれ」つつあり、この新しい環境のもとで、「行動する図書館学教育」を目指さなければならない。すなわち、新図書館法施行規則に基づく、新カリキュラム体制での司書講習や司書課程教育が今年度から開始された。この意味で、まさに図書館学の新たな展開と教育体制の再構築が始まったのである。

かねて、図書館学教育部会では、図書館員養成の改革と充実を求めて、過去10年近く、図書館をとりまく社会的な進歩と変化に対応できるカリキュラム刷新の具体案を提示しつつ、行政当局などに働きかけてきた。このことは毎年の図書館大会の分科会活動や研究集会をはじめとする部会活動でご高承の通りである。今回の新カリキュラムは、この従来からの図書館学教育部会案から見て、不十分なものであったとしても、その実践の方法と中味次第ではかなりの教育内容の進歩・充実が期待できるし、またそうすることが当面の対処の仕方であり、将来の飛躍につながる道でもある。

そこで、今年度の第83回全国図書館大会では、新カリキュラム体制への移行と新体制での各科目別教育の事例の紹介を中心に、午前の部では地元関係者のご報告など、問題点の整理と理解を深め、午後の部は講演やシンポジウム形式を用いて、参加者の抱える個別問題への対応の仕方や助言、さらには教育と専門資格問題などへも展開を計る予定である。

図書館学教育はもとより、図書館員のあり方に関心を持つ多くの方のご参加をお待ちします。

日本図書館学会特別研究集会のご案内

岐路に立つ図書館政策

～規制緩和と地方分権の流れの中で問われる図書館行政と司書資格～

現在、規制緩和と地方分権は、国の中心的な政治課題となっています。政府行政改革推進本部に対する地方分権推進委員会の第二次勧告が最近出されましたが、この中で図書館長の司書資格要件や司書、司書補の配置基準の廃止が勧告されています。また、平成10年度から公立図書館建設のための国庫補助金の廃止により、規制緩和と地方分権の影響は、図書館政策にもはっきりと現れてきています。

したがって、図書館の配置と運営に関して、国と地方との役割分担のあり方、あるいは図書館建設のための財源をどう確保すればよいのかといった図書館政策について議論が求められています。さらには、館長の司書資格要件の緩和が俎上にあがっている背景に、館長は司書資格を持っていないとも勤まるとみなされ、現在のような養成制度による司書資格付与で本当に専門職と呼べるような司書が養成されているのか疑問視されていることが考えられます。その意味で司書養成の在り方や司書課程に関しても見直しが迫られています。

こうした問題は図書館情報学の研究課題であると同時に、司書の養成にあたる大学教員としての教育課題でもあります。そこで、日本図書館学会では、下記のような内容の特別研究集会を企画いたしました。まず、規制緩和、地方分権の理念と現状の概説をしていただき、これが図書館政策にどのようにかわってくるかを解説していただきます。その後、行政担当者や図書館職員、研究者を交えてパネルディスカッションを行う予定です。9月12・13日の図書館学教育部会研究集会に参加された方々のご参加も期待しておりますので、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

日時：1997年9月13日(出) 13:00～17:30

場所：慶應義塾大学三田校舎北新館4階会議室
プログラム：

全体の司会：古賀節子（青山学院大学文学部）

○講演 13:10～15:00

(13:10～14:10)

規制緩和と地方分権の動向

小川正人（東京大学大学院教育学研究科）

(14:10～15:00)

規制緩和、地方分権と図書館

葉袋秀樹（図書館情報大学）

○パネルディスカッション「問われる図書館行政と司書資格」 15:10～17:30

パネリスト（五十音順）：

糸賀雅児（慶應義塾大学文学部）

小林是綱（山梨県大泉村立図書館準備室長）

布村幸彦（文部省生涯学習局学習情報課長）

（他に、地方自治体行政関係者1名を予定し、現在交渉中）

司会：三浦逸雄（東京大学大学院教育学研究科）

会費：無料

参加申込：

申込方法

- ・郵便 官製はがきに、氏名、所属、住所、電話番号、会員種別（正会員、学生会員、非会員）をお書きの上、下記連絡先宛お送り下さい。
- ・電子メール 氏名、所属、住所、電話番号、会員種別（正会員、学生会員、非会員）をお書きの上、下記宛お送り下さい。図書館学教育部会の研究集会の閉会後に同一会場で開催されますが、申込は別々をお願いします。研究集会参加申込は、本誌7頁を参照して下さい。

申込締切 8月31日(日)

連絡先：

【郵便】 〒112 東京都文京区白山5-28-20

東洋大学社会学部図書館学研究室内

日本図書館学会企画委員会

【電子メール】 toda@hakusrv.toyo.ac.jp

—— あとがき ——

○新部会長・新幹事にバトンを引き継いで最初の『部会報』第45号をお届け出来ますことをうれしく存じております。ご支援をよろしく。（編集総括 加藤）
○新カリキュラムへの移行、規制緩和、司書教諭と学校司書の問題等々、課題山積の時期ですが、お互いに力をあわせて進みたいと願う日々です。（Y）
○編集長のもとで、微力ですがお役に立てればと思います。（T・B）

編集室 〒

印刷 ..